

平成 27 年度（2015 年度）第 3 回宝塚市国民健康保険運営協議会 会議要旨

日 時：平成 27 年（2015 年）11 月 19 日（木）

午後 1 時 30 分から 3 時 15 分

場 所：宝塚市役所 特別会議室

○ 国民健康保険事業財政の健全化について

平成 28 年度国民健康保険税の改定について諮問され、事務局より資料及び宝塚市の財政状況について説明。

<主な質疑項目>

(委 員) 前回、累積赤字の他市町の状況についての資料要求があったかと思うが、都道府県の資料になっている。近隣の他市の状況を聞いたかではないか。

(事務局) 累積赤字を処理する場合、会計上は繰上充用をするが他府県の市町村の資料がないため、国が出している全国状況がわかる資料としたので理解願いたい。

兵庫県内では、本市と三木市が繰上充用をしているが、三木市は金額が低く県としても大きな問題としていないと聞いている。

(委 員) 海南市の事例は、担当者が熱心に少しこだわりを持って取り組んだ特殊な事例である。先日、暴力団が整骨院を経営し、不正に収入を得ていた事例がテレビで発表されていた。被用者保険では割と厳しくチェックしているが、その中でもしやすいところに不正請求する。国保は全国的にも少し甘いので不正請求されやすい。不正請求をさせないよう宝塚市でも日ごろからきめ細かい点検をお願いしたい。

(会 長) はり・灸、柔整は保険者によって違いがある。宝塚市ではどうなのか。

(事務局) 宝塚市の場合、柔整の保険者負担の月平均は大体 1,700 万円に対して、はり・灸、あんま・マッサージは大体 150 万円程度と低く、本市では柔整を重点的に被保険者への確認の取組みを今年度から行っている。

(委 員) 柔整関係の代表者に運営協議会に入ってもらうことを検討できないのか。入ってもらって周知徹底と同時に国保財政を理解してもらうことができないのか。

(委 員) 医師会のようなまとまりのある団体がない。団体はあるが一部しか入会していない。

(委 員) 柔整の保険適応できる病名が非常に少ないから、どうしても慢性的なものを入れてしまう状況になる。

(会 長) ある健康保険組合では、療養費払いに切りかえることで給付が減ったと聞いたことがある。

(委 員) そういうこともあるが、いろいろな手立てで請求される。

(委 員) 今回の諮問内容と以前からの 2 分の 1 ルールを照らし合わせて、もう少し説明してもらいたい。

(事務局) 昨年度の運営協議会において、予測される単年度赤字 6 億円について一般会計から補てんし、その半分の額を翌年度に税改定する諮問を行い、審議の結果、了解を得られたことから、同じような考え方で、現時点で予測される 27 年度の単年度赤字の半分を税改定するものとしている。運営協議会では、これから先を見ていただく

必要もあることから、29年度まで現時点での予測を示している。なお、30年度以降は、県への広域化となり詳細がまだわからないため表すことができない。

(委員) 引き上げの改定率や均等割、平等割の比率の説明を聞きたい。

(事務局) 応能の所得割が50%、応益が50%で、応益の中の平等割が15%、均等割が35%という国が示している比率で諮問している。これは、過去において応能が52%、応益が48%で、平等割と均等割も国の示す割合になっていなかったことから、前の運営協議会で策定された健全化プランで、所得割50%、平等割15%、均等割35%とすべきという答申に合わせたものになっている。

昨年度も同じ比率で諮問し、運営協議会の審議の結果、急激な変化を避けることから27年度は平等割17%、均等割33%の比率となっている。

(会長) 保険給付費の26年度決算では、前年度と比較してあまり伸びていない。3%の伸びを見込んでいるが昨年度も同じか。

(事務局) 昨年度は3.41%としていた。

(会長) 2分の1ルールは、昨年度以前からのルールで、前の運営協議会でつくられた再建計画での2分の1ルールを、今も異議がなければ尊重すべきと思いつまみ踏襲してきている。私自身は少しおかしいと思うが、出された予測はそれに基づいており異議がなければそれに則って進めていくことで問題はないと思っている。

応能と応益の割合について、実際の数字では全国的にみても少し応益が低く応能が高くなっている。実際の数字では、宝塚市は全国と比べると応能が低い。これは、所得の低い層に負担がかかることになる。宝塚市においても、全国並みに所得割の割合を引き上げていくように考えたく、その辺りのことを考慮して計算してもらいたい。

平等割と均等割については、国の定める基準である15対35に近づけるにしても、激変を緩和する計算をしてもらいたい。16対34のイメージで。

(委員) 応能・応益について、国のモデルである50対50と実態がずれているのは事実だと思う。応能・応益は50対50として、平等割と均等割を15対35に近づけるにしても、宝塚市で変えてきた経過も踏まえてワンクッションを置いて今年度にかけている。この諮問としては、それを踏まえた上で、15対35の提案であると理解している。

本来ならば応能の所得割を増やし、所得の高い人に協力していただき、所得の低い人に配慮する形がいいが、限度額があるので幾ら所得が高くても限度額以上は増えないから必要額を確保しようとする、所得の低い人も上げざるを得なくなる。そうすると余り変わらないのではないかと。

所得の低い人は、70%、50%それから20%の保険税の軽減もあり、別に減免制度による配慮がされていると思う。

(事務局) 市税条例減免として申出があった場合に対応している。

(委員) そのところもやはり配慮されている。申出があった場合であるが、窓口で減免制度の助言などを行っているのか。

(事務局) 昨年度の税率改定の際、運営協議会から減免の充実を図るよう意見があったことから、納税通知書に減免制度のチラシを入れている。今年度の減免申請が多く

なっており周知ができていると思っている。

(委員) 理論上は会長のとおりだと思うが現実面では配慮されており、もう少し周知徹底に配慮することでいいのではないかと。

昨年度に議論して応能・応益は 50 対 50 で、応益の割合も激変を避けて配慮していることからあまり変えない方がいいのではないかと思う。

応益の割合について諮問では、15 対 35 になっているので、激減緩和の割合を考えてもらうのはいいかもしれない。

(会長) 計算することで、所得の低い人にどういう影響が出るのかを見てもらうとわかると思う。所得の低い人の負担を少なくする方法を考えなければならない。そう考えると所得割を大きくする方向にならざるを得ない気がする。

25 年度の厚生労働省の全国データで、全国平均の応能と応益は 58 対 42 である。全国の場合、応能には所得と資産がある。宝塚市は同じ年で 55.7 対 44.3 であり、全国よりも応能が 2%程度低い。

医療費では、宝塚市は全国に比べ若干低く抑えている。1 人当たりの法定外繰入金は、兵庫県内の市で 3 番目に高い状況である。

(委員) 宝塚市の財政の資料で、病院事業会計補助金が下がっている理由は。

(事務局) 一つの理由として 26 年度は給与のカットである。普通交付税が減となり、その財源確保のために給与カットを一般会計でも行い、企業会計にも協力をしてもらったのが減額要素の一つである。

○ その他

事務局より次回の運営協議会の日程案内

(会長) これで協議を終わります。